

2 9 総水第 5 号 長崎県総合水産試験場漁業調査船用燃料単価契約

入 札 説 明 書

【 内 訳 】

入札説明書

- 別添様式 1 入札書
2 委任状
3 代行給油に関する証明書

〒851-2213

長崎県長崎市多以良町1551 - 4

長崎県総合水産試験場 管理部 総務課

TEL 095-850-6293 FAX 095-850-6324

入札説明書

1 入札に関する条件及び注意事項

(1) 調達件名及び予定数量

29総水第5号 長崎県総合水産試験場漁業調査船用燃料単価契約
燃料用A重油 61,800^{リットル}/年 及び 燃料用免税軽油 33,300^{リットル}/年

上記数量は年間に購入する予定数量であるので変動することがあります。

(2) 調達案件の仕様等

バージ渡し（免税軽油においてはミニローリー渡しでも可）

(3) 納入期間

平成29年4月6日 から 平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

新長崎漁港（三重式見港）を主な給油場所とする長崎県内一円（離島部を除く。）

(5) 納入条件

給油を代行させる場合は、「代行給油に関する証明書（代行する者の代表者印のあるものに限る。）」の提出が必要であること。

A重油をタンク船（自社船を除く）から給油する場合は、別途県が準備する容器2本に事前（給油当日に限る）にサンプルを採取し、うち1本を調査船船長に提出して品質の確認を受け、残り1本を6ヶ月間保管すること。

必要に応じて、漁業調査船に給油を行っている給油設備又はタンク船内の燃料の品質検査を実施し、その検査結果を報告すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

（日時） 平成29年4月6日（木曜日） 11時00分

（場所） 長崎県総合水産試験場 本館棟1階 研修室

(7) 入札の方法等

入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札単価とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の100分の108に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載してください。

入札執行回数は3回を限度とします。

開札の結果、予定単価の制限の範囲内の総価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行います。

電送及び郵送による入札は認めません。

代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要です。

入札金額（首標金額）は訂正することができません。

入札書の提出後は、書き換え、撤回することはできません。

【注意事項】

入札書は封かんのうえ、封筒に「会社名」「入札番号・件名」を記入し提出して下さい。

入札書は別添様式1、委任状は別添様式2を使用して下さい。

入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印して下さい。

誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。

入札書、委任状の宛名は、「長崎県総合水産試験場長」宛として下さい。

第1回目の開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度、再々度の入札を行います。この間入札室からの退室及び本社等との協議はできませんので注意して下さい。なお、第3回目の開札でも落札者が決定しない場合は、最低価格を入札した者と見積協議を行う場合があります。よって、第3回目入札及び見積額まで準備しておくことが望ましい。（用紙は4枚用意していただくのが望ましい。）

2回目以降を辞退する場合でも入札終了まで退室できません。

入札に使用する代理人印鑑は、当日持参してください。

入札参加資格の確認のため、競争入札の参加資格((13)の)の資格審査結果通知書の写しを当日持参して下さい。入札開始前に確認します。

(8) 最低制限価格は設定しません。

(9) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金

免除する。

契約保証金

契約金額（契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をいう。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

(ア) 保険会社との間に長崎県総合水産試験場長を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するもの（2件以上）を提出する場合

契約保証金の免除にかかる上記イの(イ)の書類は、平成27年4月1日から入札日の前日までに締結した契約書の写しとします。

(10) 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要です。

(11) 入札の無効

次の各号に該当する場合は、無効入札とする。なお、次の から までに掲げる規定に該当

して無効となる入札を行った者は、再度の入札に加わることはできません。

競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

入札者が法令の規定に違反したとき。

入札者が連合して入札をしたとき。

入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づく排除措置を受けているものが入札したとき。

入札者が参加資格に定める業務実績を有していなかったとき。

入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

入札書の首標金額が訂正されているとき。

その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(12) 落札者の決定方法

すべての入札単価が、それぞれの予定単価の範囲内で入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格(各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計)が最低である者を決定者とします。

落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

入札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、その場で再度、再々度の入札を行います。

(13) 契約書の作成等

落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続を行い、契約図書一式を提出すること。

この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではありません。

その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(14) 競争入札の参加資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

本社又は支社（支店・営業所等含む。）を長崎県内に登録していること。

長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号。以下「告示」という。）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

この告示の日から（6）に掲げる入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

この告示の日から（6）に掲げる入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団排除要項に基づき排除措置を受けていないことであること。

(15) 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者であること。

当該調達案件について、入札説明書の内容を契約に基づき確実に、かつ直ちに履行できる者であること。

当該調達案件について、入札説明書の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

【注意事項】

入札当日、開始直後に入札資格の確認を行いますので、出納局発行の入札参加資格確認書（写しても可）をご持参し提示してください。

2 現場説明会の日時及び場所

現場説明会は行いません。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（名称） 長崎県総合水産試験場 管理部 総務課

（住所） 〒851-2213 長崎市多以良町1551 - 4

（電話） 095-850-6293 （FAX） 095-850-6324